

いたみ総合保健センター防犯カメラの運用管理に関する要綱（令和８年  
９月制定）

（趣旨）

第１条 この要綱は、いたみ総合保健センターでの犯罪等の抑止等、来  
庁者および職員の安全確保の目的で設置された防犯カメラの運用管理  
に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによ  
る。

- (1) 防犯カメラ いたみ総合保健センターに継続的に設置され、かつ、  
特定の個人を識別できる状態で録画可能なカメラ装置および附属装  
置をいう。
- (2) 画像データ 防犯カメラの映像記録装置により記録された電磁的  
記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する  
ことができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装  
置を用いて画像として表示できるもので、当該画像において特定の  
個人が識別される可能性のあるものをいう。

（遵守事項）

第３条 市長は、防犯カメラの設置にあたり、次に掲げる事項を遵守す  
るものとする。

- (1) 防犯カメラの撮影対象領域を、その設置目的に照らし必要最小限  
の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが作動  
中である旨をわかりやすく表示すること。

（権利保護）

第４条 市長は、カメラの設置にあたり、市民等がその容貌や姿をみだ  
りに撮影されない自由を有することに鑑みて、市民等の基本的人権を  
擁護するため、十分な配慮をしなければならない。

- ２ 市長は、カメラの運用並びに画像データの取扱いおよび開示等につ  
いては、個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

および伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年伊丹市条例第２９号）で定めるところにより適正に行わなければならない。

（画像データの管理等）

第５条 防犯カメラ内部の媒体に記録された画像データの保存期間は、２３日以内とする。

２ 画像データは、法令の規定により提供し、公開し、又は開示する場合に限り、複製できるものとする。この場合において、市は、提供し、公開し、又は開示したものと同一の画像データを複製し、保管するものとする。

３ 画像データは、加工してはならない。ただし、画像データを提供し、公開し、又は開示する場合において、当該画像データに伊丹市情報公開条例（平成１５年伊丹市条例第５号）第７条に規定する非公開情報又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７８条に規定する不開示情報が含まれている部分があるときは、当該部分を個人情報の保護に必要な範囲内で加工することができる。

４ 第２項の規定により市が保管するために複製した画像データの保存期間は３０日とし、当該期間経過後は、当該画像データを復元できない方法により消去しなければならない。ただし、次条に規定する管理責任者が必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

５ 第２項の規定により市が保管するために複製した画像データを記録した媒体は、盗難、紛失等の防止のため、施錠することができる保管庫への保管その他の適切な措置が講じられなければならない。

（管理責任者の設置等）

第６条 市長は、防犯カメラおよび画像データの管理および運用を適正に行うため、管理責任者および取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

２ 管理責任者は、健康政策課長を、取扱責任者は、健康政策課長が

指名した者をもって充てる。

3 管理責任者は、防犯カメラおよび画像データの管理および運用に係る事務を統括する。

4 管理責任者等は、画像又は画像データの閲覧により知り得た情報を第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。

5 管理責任者等は、市民等から防犯カメラの設置、運用等について苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（取扱責任者の事務）

第7条 取扱責任者の事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防犯カメラおよびその関連機器（以下「防犯カメラ等」という。）が正常に作動しているかを適宜確認すること。この場合において、防犯カメラ等の異常を確認した場合は、直ちに管理責任者に報告すること。

(2) 管理責任者の指示を受けて、画像データを複製し、および加工し、並びに当該画像データを記録した媒体を保管し、並びに当該画像データを消去すること。

(3) 画像データの複製、加工、媒体の保管、消去の管理状況を記録し、管理責任者に報告すること。

（管理責任者が講ずべき措置）

第8条 管理責任者が講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防犯カメラ等の操作をし、又は画像若しくは画像データの閲覧を行う場所は、外部から見通すことができない場所とすること。

(2) 防犯カメラ等の操作をし、又は画像若しくは画像データの閲覧を行うに際し、これらを行う者を識別するための方策を講じること。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年9月4日から施行する。